論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

（登録施設介護支援の運営基準について）

■　登録施設介護支援の運営基準については、原則、居宅介護支援に準じた規定を置くこととしつつ、登録施設介護支援創設の趣旨等に鑑み、以下の規定を追加することとしてはどうか。

①　指定登録施設介護支援の提供に当たっては、登録有料老人ホームとの密接な連携に努めなければならないこと

（参考）訪問介護における居宅介護支援との連携にかかる規定（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第１４条）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

②　法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護支援を提供した際には、その利用者から利用者負担額の支払いを受けること

（参考）訪問介護の規定（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第２０条）

指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

※その他、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の不合理な差の禁止、通常の事業の実施地域以外の交通費の受領等についての規定がある。

③　アセスメント結果等に加えて、登録有料老人ホームから提供を受けた利用者の情報等を踏まえて、登録施設サービス計画（ケアプラン）を作成すること

④　地域生活相談の検討状況や支援内容について登録施設サービス計画に位置付けることや、その実施状況について記録すること

（登録施設介護予防支援の運営基準について）

■　登録施設介護予防支援の運営基準については、登録施設介護支援の場合と同様、原則、介護予防支援に準じた規定を置くこととしつつ、登録施設介護支援の場合と同様に、登録施設介護予防支援の趣旨を踏まえた規定を追加することとしてはどうか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「登録施設介護支援・登録施設介護予防支援」 p.32 より抜粋

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

論 点

（地域生活相談について）

■　登録施設介護（予防）支援においては、要介護者等の集住が想定される登録制の対象となる有料老人ホームの特性や、住宅型有料老人ホームに係るいわゆる「囲い込み」といった課題が顕在化していることを踏まえ、ともすれば閉鎖的な状況に陥りやすい住宅型有料老人ホームにおいて、地域とのつながりの機会を確保し、入居者が尊厳を保持し、自立した日常生活を続けていくための支援を行うことが期待される。

■　登録施設介護（予防）支援における地域生活相談により、ホーム内で生活が完結しやすい住宅型有料老人ホームの入居者が、本人の意思を踏まえて、地域資源と適切につながれるよう、地域に開かれた適切なケアマネジメントの実施を担保する観点から、地域生活相談として求める業務の内容について、どのように考えるか。

（運営基準について）

■　登録施設介護（予防）支援事業所の介護支援専門員が、利用者が入居する登録制の対象となる有料老人ホームからの独立性を確保し、ホームと対等な立場で、入居者の自立支援や重度化防止に資する利用者本位のケアプランの作成を促進する観点から、登録施設介護支援の運営基準について、どのように考えるか。

（報酬について）

■　登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の基本報酬や加算等について、利用者が集住していることを踏まえるとともに、居宅介護支援からの円滑な移行が求められることや、地域生活相談を実施すること等を踏まえ、どのように考えるか。

出典：厚生労働省 第272回社会保障審議会介護給付費分科会 資料2「登録施設介護支援・登録施設介護予防支援」 p.29 より抜粋